

「訪問購入」が クーリング・オフの対象になりました！

業者が家庭を訪問して、貴金属などを強引に買い取る「押し買い」トラブルが増える中、平成25年2月21日から改正特定商取引法が施行され、「訪問購入」も契約から8日間は無条件解約（クーリング・オフ）できるようになりました。なお、この期間中は購入業者に対し品物の引き渡しも拒否できます。

【対象外となる事例】

- 大型家電・家具・自動車・本・CD類・有価証券
- 自分で業者を呼んで契約した場合

ひとこと助言

- ・契約する意思がなければきっぱり断り、業者を家に入れないようにしましょう。
- ・1人で業者と対応するのはやめましょう。
- ・契約の際、契約内容を明確にした書面を必ず受け取りましょう。
- ・脅しなどで怖い思いをした時は、速やかに警察に相談してください。

小都市消費生活 相 談 室

- ▶ 窓口開設日
毎週月・火・木・金曜日
／午前9時～正午、
午後1時～4時
- ▶ 問合せ先
小都市消費生活相談室
☎72-2111内線144



こちら119

発行 2013.4
久留米広域消防本部
三井消防署
☎72-5101(代)

火災が発生したときに、どのように行動するか

火災は、ちょっとした不注意から起こります。時に火災は、生命にまで危険を及ぼす可能性があります。しかし、火災が起きても迅速かつ安全に対処することが出来れば、大切な生命を守ることが出来ます。

そのためにも、日ごろから火災が起きた時、どのように行動すればよいのか確認しておくことが必要です。

火災発生時の心得

◎早く知らせる(119 番通報)

- ・「火事だ～」と大声を出し、他の人に知らせましょう。
- ・声が出ない場合は、鍋などを叩いて知らせましょう。
- ・119 番通報は落ち着いて行いましょう。

◎早く消す(消火)

- ・消火器や水を使って素早く消火しましょう。
- ・消火器などが家庭にない場合は、座布団で火を叩いたり、毛布等で火を覆ったり、身近なものを活用しましょう。
- ・協力者を求めましょう。

◎早く逃げる(避難)

- ・天井に火が燃え移ったら消火をやめて避難しましょう。
- ・服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早く避難しましょう。
- ・お年寄りや子ども、体の不自由な人を優先して避難させましょう。
- ・煙の中を逃げるときは、できるだけ姿勢を低くし、濡れタオルやハンカチで口をふさいで、煙を吸い込まないようにしましょう。
- ・いったん逃げ出したら、絶対中には戻らないようにしましょう。
- ・逃げ遅れた人がいるときは、近くの消防隊にすぐに知らせましょう。

